

「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和5年4月28日

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案」について、令和5年2月16日から3月17日まで御意見を募集したところ、本件に関する御意見を9件いただきました。

お寄せいただきました本件に関する御意見と、それに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜要約しております。

今回、御意見をお寄せ頂きました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
「第2 共済事業 1(1)」について	
<p>引受上限である「共済金額の合計額」とは「一 共済期間(一年間)中において支払われる全ての共済金の総額の上限として約定される金額」を意味する、との理解でよいか。</p> <p>また、共済契約は当該金額を明確に算定できる内容とする必要がある、との理解でよいか。</p>	<p>(前段について)</p> <p>中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(以下「中小労災共済法」という。)第2条第7項において、「「共済事業」とは、(略)、当該事業に係る共済契約が次の各号に適合するものをいう。」と規定されており、さらに、同項第2号において「共済金の額が厚生労働省令で定める額を超えないこと。」と規定されているところ、この「厚生労働省令で定める額」として「一の共済契約者に係る一の被共済者につき、共済金額の合計額について1580万円」とする旨規定する予定です。つまり、共済団体と共済契約者との間で一の被共済者について締結される共済契約に係る共済期間の共済金額の合計の上限が1580万円であることが必要となります。各共済団体は共済契約の内容に応じて具体的な算定方法を整理して、認可申請の際にその考え方や根拠等について行政庁に説明し、行政庁はその適切性を審査することになります。</p>

	<p>(後段について)</p> <p>ご指摘のとおり、共済契約者保護の観点から、共済金額を明確に算定できる内容とする必要があるものと考えます。</p>
<p>「第4 共済募集 5」について</p>	
<p>被共済者が負担する共済掛金の額が零である共済契約については意向把握不要とのことだが、被共済者が明確には共済掛金負担をする形ではないものの、実質的には被共済者による共済掛金負担があると認められる場合には意向把握を要する、との理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のとおり、被共済者が負担する実質的な共済掛金があると認められる場合においては、意向把握の適用除外とはなりません。</p>
<p>「第2共済事業、1認可(1)共済事業に係る共済金額(規則第2条)」について</p>	
<p>一の共済契約者に係る一の被共済者の共済金額の合計額について、1,580万円水準はセーフティネットなしでもリスク対応可能な水準にあるという認識でよいか。</p>	<p>中小労災共済法においては、財産的基礎の基準(純資産)を1億円と高く設定していることに鑑み、共済金額の上限を1580万円としたものであり、これはご指摘の水準にあると考えます。</p> <p>また、共済契約者保護の観点から、共済団体が支払い可能な財務状況であるかについて、行政庁による検査・監督を通じて適切に確認することといたします。</p> <p>なお、共済金額の合計額の上限については労働政策審議会勤労者生活分科会においても特段の異論は示されず、妥当との答申を得たところです。</p>
<p>共済金額の限度額 1,580 万円の根拠は、「第 30 回労働政策審議会勤労者生活分科会 配布資料参考1」によると、少額短期保険業の保険区分(保険種類)1～5の限度額をベースにして、これらを合算にしたものとなっている。しかしながら少額短期保険業の限度額の場合、3 重度障害保険、4 特定重度障害保険の給付が行われた場合、1 死亡保険、3 重度障害保険、4 特定重度障害保険、5 傷害死亡保険の給付は、既に支払った3 重度障害保険、4 特定重度障害保険の</p>	<p>ご指摘のとおり、中小労災共済法における共済金額の限度額は、少額短期保険業の限度額をベースにしつつ、共済団体が取り扱うことが可能な5つの共済(保険)を足し合わせた1,580万円とすることとしています。</p> <p>この限度額の設定に当たっては、ご指摘のとおり、少額短期保険業者と異なり重度障害保険等と死亡保険等の支払いが重複した場合における差引きは行っておりませんが、これは、中小労災共済法における財産的</p>

<p>給付額を差し引いて支払うこととなっている。今回の共済金額の限度額の考え方(1～5の合算)について、どのような合理的根拠があるのかを示していただきたい。</p>	<p>基礎の基準(純資産)を1億円と高く設定していることに鑑み、共済の種別ごとの上限の設定は行わないこととしたためです。</p> <p>なお、共済金額の合計額の上限については労働政策審議会勤労者生活分科会においても特段の異論は示されず、妥当との答申を得たところです。</p>
<p>セーフティネットのない少額短期保険業者においては、集積リスクの管理が必要であるとのことから、1保険契約者ごとに引受可能な総引受上限額が、1被保険者当たりの引受上限額の100倍と定められている。本制度においても制度を安定的に運営するためには、集積リスクの管理が必要と考えられるが、規制を設けなかった理由はあるか。別の手段により集積リスクの管理が可能であるならば、1共済契約者あたりの総引受上限額の規制は不要という趣旨と考えて良いか。</p>	<p>ご指摘の少額短期保険業者における一保険契約者に係る保険金額の制限は、保険業法第272条の13第1項において規定されているものと存じます。</p> <p>これは、団体に対する規制に当たるものであり、一般的に法律で措置されるべきと考えられるところ、中小労災共済法において当該規定は設けられていないことから、そのような規制は設けていないところです。</p>
<p>生命保険会社、損害保険会社の場合にはセーフティネット、少額短期保険業者の場合には、供託金制度があるが、共済については、運営組織が破たんした場合、保障が受けられなくなる。特に今回の制度では銀行窓販が解禁となり、共済といえど不特定多数顧客の保護の観点は極めて重要であるだけに、何らかの顧客保護措置がなされるべき(例えば供託金)と考えるが如何か。</p>	<p>ご指摘のとおり、中小労災共済法は、保険契約者保護機構の対象ではなく、また、供託金制度がありませんが、これらの点を踏まえ、財産的基礎の基準(純資産)を1億円と高く設定するなどし、共済契約者保護を図っております。</p> <p>また、ご指摘の顧客(共済契約者)保護措置については、各種業務運営に関する措置(例えば、重要な事項の利用者への説明を確保するための措置等)を設けるほか、共済募集については、融資先募集規制、タイミング規制をはじめとする弊害防止措置を講じることとしております。</p> <p>なお、これら措置の内容については労働政策審議会勤労者生活分科会においても特段の異論は示されず、妥当との答申を得たところです。</p>

「第2共済事業、2業務(6)業務運営に関する措置(規則第 19 条)ウ」について	
<p>「共済募集人の公正な共済募集を行う能力の向上を図るための措置」とは、具体的にどのような措置を講じることが求められているのか。また、措置が講じられていることをどのように確認するのか。</p>	<p>「共済募集人の公正な共済募集を行う能力の向上を図るための措置」の具体的な方法は、各共済団体に委ねられておりますが、例えば、共済募集に関する法令等の遵守、共済契約に関する知識、内部事務管理体制の整備等を団体内規則等に定めて、共済募集人の育成、資質の向上を図るための措置を講じることなどが求められます。</p> <p>共済団体がこのような措置を講じているかについては、行政庁による検査・監督を通じて適切に確認することといたします。</p>
<p>保険募集人(生命保険募集人、損害保険募集人、少額短期保険募集人)の場合、「公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置」が講じられているかを確認するものとして、行政より業界団体にて実施する資格試験に合格することが求められている。今回の制度で不特定多数の顧客に向けた銀行窓販を認める以上、顧客に正確かつ十分な説明が行われるよう共済募集人についても同様に、資格試験による能力確認が行われることが望ましいと考えるが如何か。また、このような能力向上確認がなされない間は、不特定多数顧客に向けた銀行窓販は見合わせるべきだと考えるが如何か。</p>	<p>上述のとおり、「共済募集人の公正な共済募集を行う能力の向上を図るための措置」の具体的な方法は、各共済団体に委ねられており、必ずしも資格試験の方法による必要はありませんが、共済団体は、共済募集人に対し、共済商品の特性に応じて、利用者が十分に理解できるよう、共済商品に関する十分な知識や共済契約に関する知識の付与及び適切な共済募集活動のための十分な教育を行うことが求められます。</p> <p>共済団体がこのような措置を講じているかについては、行政庁による検査・監督を通じて適切に確認することといたします。</p>
「第2共済事業、2業務(7)共済金額の上限等に関する措置(規則第 20 条)」について	
<p>本規定の文言は保険業法施行規則第 211 条の 31 第1項の規定と文言がほぼ同様であり、少額短期保険業者においては、同規定を受け、法令遵守体制の維持のため被保険者ごとの契約の「名寄せ」を実施して、上限額を超えないことをシステムの的に確認している。本規定を受け、共済業者においても、同様の</p>	<p>上限額を超えないことを確認するための具体的な方法は、各共済団体に委ねられておりますが、行政庁としては、共済金額の上限等に関する措置が適正に実施されているか、職員及び共済代理店に対する当該措置に係る教育、指導を行う体制が整備されているか等を、検査・監督を通じて適切に確認することと</p>

<p>措置を講じる必要があると理解したが、 どのように具体策の実施を求めるのか ご見解を伺いたい。</p>	<p>いたします。</p>
---	---------------